

2024 年 5 月

## デジタルノマドに関する在留資格の改正

弁護士 大槻 健介 / 弁護士 安藤 翔 / 弁護士 中川 佳直

### Contents

- I. はじめに
- II. 「特定活動」制度及び改正の背景
  - 1. 在留資格としての特定活動
  - 2. 改正の背景
- III. 本改正の要点
  - 1. デジタルノマドの在留資格
  - 2. デジタルノマドの帯同者の在留資格
- IV. おわりに

### I. はじめに

2024 年 3 月 31 日に、特定活動告示<sup>1</sup>を改正するための告示<sup>2</sup>が施行されました。

本改正により、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」といいます。)上の在留資格の 1 つである「特定活動」に、いわゆるデジタルノマドが新たに追加されます。

1 「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件」(平成 2 年法務省告示第 131 号)(<https://www.moj.go.jp/isa/content/001360125.pdf>)

2 令和 6 年法務省令告示第 80 号

## II. 「特定活動」制度及び改正の背景

### 1. 在留資格としての特定活動

入管法は、外国人が日本に入国・在留する目的として行う活動(在留活動)を類型化し、在留活動ができる資格(在留資格)を定めています。在留資格の1つとして「特定活動」が定められているところ、「特定活動」に対応する活動は、「法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動」とされています(入管法別表1の5)。特定活動の内容は、特定活動告示により定められます(入管法7条1項2号)。

### 2. 改正の背景

2023年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」において、海外起業家・投資家の誘致拡大の一環として「国際的なリモートワーカー(いわゆる「デジタルノマド」)の呼び込みに向け、ビザ・在留資格など制度面も含めた課題についての把握・検討を行い、本年度内に制度化を行う」とされたことなどを踏まえ、デジタルノマドの受入れを図るために今回の改正が行われました<sup>3</sup>。

デジタルノマドは、地域の消費拡大、地域の人材の協働を通じたイノベーション創出等に貢献するものとして注目されており、既に諸外国においてもデジタルノマドを呼び込むための在留制度が導入されています。日本においても、デジタルノマドの受入れを促進することで、インバウンド増加による経済効果や、デジタルノマドと日本人の交流による日本のイノベーションの促進につながることを期待されています<sup>4</sup>。

## III. 本改正の要点

### 1. デジタルノマドの在留資格

今般の特定活動告示の改正により、「特定活動」の内容として、

「外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体との雇用契約に基づいて、本邦において情報通信技術を用いて当該団体の外国にある事業所における業務に従事する活動又は外国にある者に対し、情報通信技術を用いて役務を有償で提供し、若しくは物品等を販売等する活動(本邦に入国しなければ提供又は販売等できないものを除く。)」(特定活動告示53号)

が追加されました。具体的には、リモートワークを行う、IT/ソフトウェア開発、デジタルデザイナー、オンライン秘書や、外国企業の事業経営を行う個人事業主等がこれに該当するものとされています<sup>5</sup>。なお、資格外活動許可は原則として認められておらず、日本の公私の機関との雇用契約等に基づく就労活動も不可とされています<sup>6</sup>。

また、デジタルノマドに在留資格が認められるためには、上記の定義に該当することに加え、以下の4つの要

---

3 出入国在留管理庁政策課「『出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件(案)』等の概要」

(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000271997>)

4 出入国在留管理庁政策課「『出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件(案)』等に係る意見募集結果別紙」(以下「パブコメ」といいます。)

(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000272130>) 番号1参照

5 外務省ウェブサイト([https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/pagew\\_000001\\_00494.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/pagew_000001_00494.html))

6 出入国在留管理庁ウェブサイト([https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/designatedactivities10\\_00001.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/designatedactivities10_00001.html))

件を満たすことが求められています(特定活動告示 53 号イ～ニ)。

- ① デジタルノマド向け「特定活動」を指定されて日本に滞在する在留期間が 1 年のうち 6 か月を超えないこと
- ② 租税条約の締約国等かつ短期滞在査証免除国・地域の国籍者等であること(49 の国と地域が対象とされています<sup>7</sup>。)
- ③ 申請の時点において年収が 1000 万円以上であること
- ④ 日本滞在中に死亡、負傷又は疾病に罹患した場合における保険に加入していること

①のとおり、デジタルノマドとして認められる在留期間は 6 か月とされており、更新はできません<sup>8</sup>。

②について、日本が外国との間で締結している租税条約には、相互主義に基づき、自国に短期間滞在する相手国の居住者が取得する給与について免税とする規定等があるところ、本制度の対象者を基本的に当該租税条約の規定の要件を満たし日本において所得税が免除される外国人に限る観点から、「租税条約の締約国等」の国籍者等との要件が設けられています<sup>9</sup>。

③の年収要件が設定されたのは、経済効果やインバウンドをより推進する観点に基づくものです<sup>10</sup>。

## 2. デジタルノマドの帯同者の在留資格

また、今回の改正では、デジタルノマドの受入れをより促進する趣旨から、特定活動として、

「*国際的なリモートワーカーの配偶者又は子として行う日常的な活動*」(特定活動告示 54 号)

も追加されました。この資格に基づき在留資格が認められるためには、査証免除国・地域の国籍者等であること(70 の国と地域が対象とされています<sup>11</sup>。)及び日本滞在中に死亡、負傷又は疾病に罹患した場合における保険に加入していることが求められます。デジタルノマドと同様に、在留期間は 6 か月であり、更新は認められません。

## IV. おわりに

日本におけるデジタルノマドの増加により、インバウンド増加による経済効果が期待されています。既にデジタルノマドを受け入れるため、デジタルノマド向けのシェアオフィスの設置が進んでいます<sup>12</sup>。また、地方自治体単位でもデジタルノマドによる観光需要が見込まれ、本制度が地方創生にもつながることが予想されており、今後の本制度の活用が期待されます。

---

7 出入国在留管理庁ウェブサイト(<https://www.moj.go.jp/isa/content/001416527.pdf>)

8 前掲注 3

9 パブコメ番号 1 参照

10 パブコメ番号 11 参照

11 前掲注 4

12 日本経済新聞「関西鉄道各社の次の柱は 不動産にレジャー、競う個性 関西鉄道、トンネルの向こうへ(中)」2024 年 3 月 28 日(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUF186LH0Y4A310C2000000/>)

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 大槻 健介 ([kensuke.otsuki@amt-law.com](mailto:kensuke.otsuki@amt-law.com))  
弁護士 安藤 翔 ([sho.ando@amt-law.com](mailto:sho.ando@amt-law.com))  
弁護士 中川 佳直 ([yoshinao.nakagawa@amt-law.com](mailto:yoshinao.nakagawa@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

---

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

[www.amt-law.com](http://www.amt-law.com)